

第4回大牟田市まちづくり基本条例策定審議会摘録

開催日時：平成27年3月26日（木）午後4時30分から午後6時45分

開催場所：市役所北別館第1会議室

出席者：14名（欠席者2名）

傍聴者：0名

報道関係者：0名

1 開会

2 議事

(1) 前回の審議内容の確認（資料1～3の説明）

・事務局からの説明に関し、委員からの意見・質問なし。

(2) 第3章 市の役割について（第3回審議会資料5（第6条）の説明）

（質疑応答）

○会長

第6条「職員意識と能力の向上」について意見・質問はないか。

○委員

第1項に「市は、職員の啓発及び研修を実施しなければならない」とあるが、具体的にこういったことを実施していくということがあるのか。

●事務局

これまで職員に対しては職員研修を所管する人材育成推進室において協働のまちづくりに関する研修を行なってきた。今回、改めて条例において位置づけることにより、協働のまちづくりに関する研修の取り組みを進めるとともに、新規採用職員に対しても協働のまちづくりに関する研修を行なっていきたいと考えている。また、職員にはこの条例の趣旨・目的の理解の浸透を図るとともに、実務においても実践できるよう継続して研修を実施していきたいと考えている。

○委員

自分は大学在籍時に福岡市の職員と一緒にまちづくりに関するワークショップを行なったことがある。大牟田市においても市の内部だけで研修するのではなく、地域の大学などと連携して市民との協働に関するワークショップを行なってもよいのではないかと思う。

●事務局

大牟田市においても大学や市民と連携したワークショップは行なっているが、今後も様々な手法を用いて研修を実施していきたいと考えている。

○委員

県内の他市においても採用1年から2年の職員に対し、地域のまちづくり協議会の事業に参加する研修を義務付けているところがある。自治体においてはそういった研修を行なうことが定着してきている。市民と協働していくためには現場を実際に見てみないと分からないというところがあると思う。今後はNPOとの研修も取り入れていってもよいのではないかと思う。

○委員

市民と協働していくためには現場を実際見ないと分からないという指摘があったが、第1項の「積極的な取り組みを行なうよう」の前に、「市民の視点に立って」という表現を加えてはどうか。

○副会長

市民の視点に立つことは重要であり、そういった表現を加えた方がよいと思う。

○委員

条例をどの様に読みとっていくかということだと思う。自分は「職員能力の向上のため、市民活動との関わりをもちながら・・・」といった表現もよいのではないかと思うが、そこまで書き込むと内容が重くなってしまうかとも思う。「市民目線に立って」という意味合いを何らかの形に置き換えて伝えないと研修が単なる雑学に終わってしまうことになりかねないと思う。条文を後から見直したときに、協働を進めるために職員は市民の中に入っていく必要があるということがわかる必要があると思う。イメージとしては採用1年から2年目の職員がまちづくり協議会の事業に短期間参加するというものだが、それを言葉として入れるかどうかについては判断がつかない。

○委員

「市民等とともに」という表現は、具体的にどういったニュアンスで条文の中に入れてあるのか。

●事務局

市民の価値観や行政ニーズの複雑・多様化によりこれまでのように行政のみで市民サービス全てを提供できない状況が生じている。そういった中で市の職員が市民の皆さんと一緒に協働の取り組みを進めていくという意味合いがある。

○会長

不都合がなければ「市民の視点に立って」という表現を加えてはどうかと思うがいかがか。

○委員

市の職員が市民目線に立つというのは当然のことであり、あえてそういった表現を加える必要があるのかと思う。第5条の第3項にも「市は、市民等の意向、意見を的確に把握し」とある。市職員の意識がそれほど低いとは思えない。そういった意味であえて「市民の視点に立って」という表現を加え

る必要は無いのではないか。「市民等とともに積極的な取り組みを行なうよう」という表現の方が簡潔でよいと思う。

○委員

原案どおりでもよいとは思いますが、新たな条例なので職員に市民の視点に立つ意識を持ってもらうとなおよいと思ったので発言させていただいた。

○会長

職員が積極的に市民に働きかける姿勢を強調したいという意味だと思うがどうか。

○委員

他市を含め協働という意味では市民も行政も意識が低いと思うが、それは能力が低いということではなく、経験が不足していることに起因しているからだと思う。この条文は協働の取り組み全体ではなく、職員の研修について定めているものであり、逐条解説の中で職員が外部に出て行って研修を行なうという説明を加えておけばよいのではないかと思う。ただ、ここでは市民の活動が直接肌で感じるような研修を行なっていくということが重要になるのではないかと思う。

○会長

■委員の逐条解説に説明を加えるという提案に意見はないか。

○委員

逐条解説に説明を加えるという■委員に意見に賛成する。先ほど様々な手法を用いて研修を行なうという説明があったが、様々な研修の手法の中にこういったものがあるといった説明を加えてもらえればよいと思う。

○委員

ここでいう研修の対象は職員全員になるのか。

●事務局

職員全員が対象になる。

○委員

第2項に「職員は、自己啓発に努めなければならない」とあるが具体的にはどういったことをするのか。

●事務局

自己啓発なので職員一人ひとりが協働のまちづくりという条例の趣旨をどう捉えて取り組んでいくかというところに拠るところが大きいと考える。職員自身が自ら考え、周りの職員からも影響を受けながら自発的な行動をとることができるようになることが理想だと思う。市としても自己啓発につながるような一定のサポートはできると思うが、実践を踏まえて職員一人ひとりが自覚する努力をしなければならないということを条例において位置づけていることに重みがあるということをご理解いただきたい。

○委員

自主研修に取り組む姿勢を持った職員がいれば市としてサポートするということだと思う。

○委員

自主研修に関して職員に対する市からの補助制度は無いのか。

●事務局

過去にはそういう制度があったが、市の財政状況が厳しいということもあり、現在は予算がついていない。この条例を契機に職員の自主研修に対する補助については今後予算の復活を働きかけていきたいと考えている。

○会長

それでは第3章についてはここまでとしたい。

(3) 協働の推進について (第3回審議会資料5の説明)

(質疑応答)

○会長

条文の審議に入る前に市民等については個人としての市民以外に事業者や団体が含まれるということについて確認しておきたい。では、第7条について皆さんから意見・質問はないか。

○副会長

高齢者はアナログ媒体で情報を得る人が大半だが、若者は広報を読む人はほとんどいないというふうに、世代によって情報の取り方が異なる。こうした中、色々な手法を使って情報の共有化を行なっていく必要がある。また、情報を共有できているかできていないかを市民も行政も判断できていないと思う。情報共有化の効果測定を具体的に細かく行なってもらえれば、どの程度情報の共有化が出来ているか把握できるのではないかと思う。難しいことだとは思いますが行政にはそういった調査をしていただきたい。

○委員

自分もそう思う。市役所に限ったことではないが、情報を得る際にホームページを見てくれというところが多い。インターネットを使える人は問題ないが、高齢者が多い大牟田市で情報の共有をどうやっていったらよいかは課題だと思う。また、役所のホームページは内容が分かりにくく、必要とする情報が掲載されていない場合が多い。また、第1項に「市民等と市は、まちづくりに関する情報を相互に発信」とあるが、市民はどのようにして情報を発信していけばいいのか。

○委員

高齢者はデジタル情報機器に慣れない人が多い。そういった中で行政には高齢者に分かりやすい形で情報の提供をお願いしたい。

○委員

高齢者は情報機器から情報を得ることは難しい。また、仕事の関係で視覚

障害を持った方と同行することがあるが、そういった方たちは広報の朗読から市政情報を得ている。広報を見ていないという人も多いが、自ら情報を得るといふ姿勢を持つことも大切だと思う。

○会長

今、指摘のあった行政が市民等に対しどのような媒体で情報を提供していけばよいかといふことと、市民等がどのようにして情報発信していけばよいかといふことに関して事務局から説明をお願いしたい。

●事務局

1点目についてだが、情報を出す側は分かり易く情報を提供することが重要であり、また受け取る側も自ら情報を取りにいく姿勢が重要であるが、いずれも難しい問題であると思う。大牟田市のように高齢の方が多くの中では情報機器を使う方法だけでは情報を提供することは難しいため、広報については全世帯に対し配布を行なっている。また、加えて町内公民館の回覧板でも情報の伝達を行なっていただいている。さらに、必要に応じて説明会を開催し住民の皆さんが必要とする情報の提供を行なっているところであり、様々な方法を使って情報を伝える必要性があると考えている。2点目については、相互に情報発信する市民等の中には地域コミュニティ組織や市民活動団体等も含まれており、そういった団体からまちづくりに関する情報を発信するという意味合いがある。行政も持っていない情報をそういった団体から得ることによって、お互いに情報の共有化を進めるといふ意味合いがある。

○会長

大牟田市には「ご意見箱」といった仕組みはあるのか。

●事務局

市民に意見、提案を寄せてもらう方法として「市長へのはがき」等がある。

○会長

そういった方法があることを市民に周知することが大切だと思う。この条文では、逐条解説においてそういった方法があることも説明を加えてはどうかと思うがどうか。

○委員

情報を伝える対象を具体的に想定して情報伝達の手法を選択していくことが必要だと思う。情報は自分で取りにいく姿勢を持つことが大切だが、地域コミュニティへの関心が希薄になっていることが情報を自ら取りに行かないことに繋がっているとすれば、情報の共有の前に地域コミュニティへの関心が高まるような情報を発信していくことも必要になるのではないかなと思う。

○委員

その辺は第5章の地域コミュニティ組織の役割のところ記述がある。

○委員

今の議論は逐条解説の中で説明を加えればよいと思う。

○委員

他市においても情報の共有の議論で出てくるのはワンストップサービスの窓口のことである。住民の問合せに対して、一つの窓口で解決するサービスを提供する必要があると考えるところが多くなってきている。災害を例にとると、被災した側から必要とすることを言っていないと対応する方はどういった手助けをすればよいかかわからないということがある。情報共有の総論についてはこの条文にあるので、具体的なことについては■■委員が指摘したように別の条文で解説すればよいと思う。ちなみにどこの自治会でも配布物が多すぎるものが問題になっており、必要とする情報を必要な人が必要なときにとることができる仕組みが必要だと思う。そういった仕組みを大野城市では作っており、こういったことが行財政改革にも繋がるのではないかも思う。

●事務局

本市においても、行政事務の最適化を図るために業務最適化計画を策定している。その中で、大野城市を参考にしてコールセンターの設置を検討することを計画に盛り込んでいる。

○会長

第7条については逐条解説に説明を加えて、具体的な実施に関しては別のところで規定するという事で条文は修正なしということにしたい。それでは次の第8条「市の説明責任」について意見・質問はないか。

○委員

この条文の第1項では「わかりやすく」となっているが、第7条の2項では「分かりやすく」になっている。「わかりやすく」はひらがな又は漢字どちらを使用するのか。

●事務局

この点については文書法制上の確認をとりたい。

○委員

他の条例でも「分かりやすく」といった表現は使用するのか。

●事務局

一般的な条例ではあまり使用しないと思うが、この条例ではその趣旨から文体は全体的にやわらかい表現になっており、こういった表現が使われている。ただし、法制上の若干の修正が行なわれることはあると思う。

○会長

条例原案を検討した市民検討会においても条文の内容を市民が共有するためになるべく分かりやすい表現にする必要があるといった意見があった。

○委員

他市の条例においても「分かりやすく」や「理解しやすい」といった表現

が多用されている。市民も行政も相互に条例を共有するために分かりやすい表現を使うことを意識している。

○委員

第1項は行政評価の結果について年度毎に公表するというのをいっているのか。

●事務局

行政評価の結果については現在も毎年公表している。

○委員

各段階において説明するとしているところは具体的にどういったことを意味するのか。

●事務局

行政では様々な事業を行っており、状況に応じて適宜その事業について説明を行っている。この条文は行政が説明責任を負っておりその姿勢を示しているものである。

○会長

立案の段階から情報を公表することもあるのか。

●事務局

そういった場合もある。

○会長

第2項の「答える」は「応える」でなくてよいのか。

●事務局

解説にあるように説明して回答するということから「答える」としている。

○委員

プラン、ドゥ、チェック、アクションの流れでアクションの部分の表現がないのはどうしてか。

○委員

第2項の「答える」を「応える」に変えればアクションという意味合いが含まれるのではないか。

○委員

この条文で書かれていることはこれに加えて提案制度や審査請求などの制度がないと実際には機能しない。ここでは行政が行なっていることについての説明責任のこといっているなのでこのままでよいと思う。

○会長

条文の趣旨のところに応答責任とあるがこれはどうか。

○委員

市民に納得してもらえるかは別の話だが、市民に対して行政がきちんと説明する責任があるということだと思う。そのあとどうするかということについてはそれに対応するための制度が必要になる。

○会長

それでは第8条の条文については修正なしということにしたい。では次に第9条の「市民参加の機会の確保」に移るが、その前に条文の2行目の「市民意見」の部分は「市民の意見」に変えた方がよいと思う。またそれ以外に条文の2行目の「市民参加」を「市民参加」とするか「市民参画」とするかという意見が前回あったと思うがこれについて事務局から説明をお願いしたい。

●事務局

条例として規定する言葉であり、「市民参画」とすると市民の責任の重みが増すと考える。「参画」というと一定の責任を持って全ての市民に加わってもらうという意味合いになるので、事務局としては「参加」の方が適当であると考えている。

○会長

学説では一番広い意味で「参加」という表現を使い、「参画」は「参加」よりも関わる度合いが高いものをいうという考え方がある。そういうことからすると包括的な表現としては「参加」という表現でよいかと思う。施策によって「参画」という表現を使うという方法もあると思うが皆さんの意見を伺いたい。

○副会長

「参加」とすると積極的な関わりが感じられないところもあるので、条例の一部でもよいので「参画」という表現を加えてもらいたいと考える。

○委員

決まったことに形式的に関わることが「参加」であり、「参画」は主体的に加わるという捉え方があると思うが、今の指摘は、ある部分については「参画」が必要なので条例のどこかにそういった表現を入れた方がよいという意見だと思う。

○会長

第11条に「市民参加の方法」があるが、ここの第7号の「その他市長が必要と認める方法」のところの逐条解説で主体的な参加の方法についても考えているということを書き加えることは出来ないか。事務局の説明では「参画」という責任を伴うことを全ての市民に対し求めるのかということだったと思うが。

●事務局

以前、審議した第2条の「協働のまちづくり」の定義が、今指摘のあった「参画」の意味合いを持ったものとして読み取ることができるのではないかと思う。「協働のまちづくり」を市民の「参画」を含めた意味合いとして捉え、それ以外の個別の部分、つまり第9条、第10条及び第11条においては参加という考え方で整理することも可能ではないかと考える。

○委員

「参加」と「参画」の定義が明確になっていないので意見が混在していると思う。自分の経験からすると、合意を持って関わる部分は「参画」であり、「参加」の場合は合意を求めなくてもよいことに関わる場合に使うというルールがあった。まずは議論する前にその辺を整理する必要があるのではないかと思う。

○会長

「参加」、「参画」の定義は学說的にも分かれるところであり、ここでそれを整理するのは難しい。ここでは広い意味で「参加」という表現を使い、逐条解説において「参画」という表現を加えるというのも一つの方法だと思う。また、先ほど事務局から「協働のまちづくり」に「参画」の意味が含まれるという説明があったがこれについても皆さん方の意見を伺いたい。

○副会長

自分としては「参加」と「参画」という言葉をきちんと分けて条例の中に加えてもらいたい。

●事務局

先ほど■■委員の指摘にあったように一般的に「参加」は決まったことに形式的に関わること、「参画」には主体的に加わるという意味がある。しかし、他市の条例において「参加」と「参画」は同じ意味で使われている。事務局としては市民に親しみのある「参加」という言葉を使い、まずはこの制度を市民に周知を図ることが大切ではないかと考える。

○会長

まずは参加してもらってもっとやりたい人は参画してもらおうというイメージか。

○委員

折衷案ではないが「参画」の表現は地域コミュニティの章で使うことにしてもよいのではないか。全て「参画」にしてしまっても当の市民はそこまで求めていないということもあると思う。後で審議する章で市民が積極的に関わる場所が出てきたところで「参画」という表現を使うようにしてはどうか。

○会長

「参加」としておくことによって間口が広く市民に浸透しやすいということもあると思う。第9条に関してはここまでとして次の第10条「市民参加の対象」に移りたいが意見・質問はないか。

○委員

これまでの議論では市民に気軽に関わってもらおうということなので「参加」という表現を使うということだったと思うが、この条文では「市民等は、参加に努めるものとする」となっており義務的なイメージがあるので、「市

民等は、自由に参加できる」といった表現にしてはどうかと思うがどうか。

●事務局

「努めるものとする」というのはあくまでも努力義務であり、義務付けるものではない。

○委員

例えば公園の建設計画を策定する場合に市民に参加を呼びかけても参加する市民はほとんどいない。そういった状況が「参加に努める」、つまり参加してくださいという表現に繋がっていると思う。色々な計画をつくる場合も参加してもらえる市民がほとんどいないという現状がある。

○会長

少しぐらい縛りのかかった表現にしておいたほうがよいということか。また、1号から5号に掲げたもの以外に市民参加の対象がないかについても意見をいただきたい。

○委員

市民参加の対象でないものについて口頭でよいので説明してもらいたい。

○委員

基本的に市民が参加できないのは税金などに関するものだと思う。

●事務局

今、指摘いただいた市民参加の対象にならないところは第3号の括弧書きの部分、つまり、地方税の賦課徴収と分担金、使用料及び手数料の徴収などが該当する。

○委員

それ以外にはないのか。

●事務局

それ以外には法律による規定があるものなどがあると思うが具体的に限定することは難しい。

○会長

第10条についてはここまでとして、次に第11条の「市民参加の方法」に移りたいが意見・質問はないか。また、1号から6号以外の市民参加の方法についてもあれば伺いたい。

○委員

審議会等への市民参加を増やしていくためには市民が参加しやすい環境づくりをすることを考えなければいけないと思う。学校や校区まちづくり協議会をとおしてアンケートを実施するなど方法を工夫すれば効果的な方法はいくらかもあると思う。

○会長

他に意見がなければ第11条についてはこれでいきたいと思う。次に第12条の「市民参加の公表」について意見はないか。意見がないようなので第

12条については修正なしということにしたい。

(4) 第5章 地域コミュニティの活性化について (資料4の説明)

(質疑応答)

○会長

残り時間が少なくなったので、条文の審議は次回にまわすこととして、用語の意味など分からないところがあれば質問を受けたい。

○委員

校区まちづくり協議会の現在の設立状況と活動拠点の整備状況について説明をお願いしたい。

●事務局

校区まちづくり協議会は現在、21校区中15校区で設立されており、27年4月以降の動きとしては、天の原校区と白川校区で設立準備が進められている。あとの4校区については、学校再編などの関係もあり未定となっている。また、すでに活動拠点を持っている地域は手鎌校区と明治校区となっている。4月からは天領校区と倉永校区においてもコミュニティセンターがオープンする。それ以外の校区についても地域と協議してコミュニティセンターの設置を進めていくことにしている。

○委員

地区公民館がない校区は新たに建設していくということになるのか。

●事務局

原則として、校区に地区公民館がある場合はその中にコミュニティセンターを設置するが、当該校区に公共施設がある場合はそこを活用することになる。また、それ以外の場合には新たに建設するという方針で整備を進めている。

○委員

第5章で議論するポイントについて会長からかいつまんで説明をお願いできないか。

○会長

地域コミュニティの活性化ということで、その中心となる校区まちづくり協議会の役割などが議論のポイントになると思う。委員の皆さんには住民としての感覚も持って議論いただければと思う。また、この章では事業者の役割や地域コミュニティを担う人材育成についての規定もあり、このあたりについても皆さんの意見を伺いたいと思う。

○委員

別の審議会で委員をしていたときの話だが、大牟田市では様々な事業に取り組んでいるのにPRが下手で情報がいきわたっていないため、そういったことの質問に時間が取られて会議が長引くといった印象があった。先ほどの

委員の地域コミュニティに関する質問は、まず地域コミュニティの現状を知っておきたいということでされた質問だと思う。次の審議会で地域コミュニティの現状についてどこまで聞いてよいか分からなかったのであえて質問させていただいた。

○会長

次回の会議ではポイントを絞った説明も必要かと思う。

○委員

協働推進の条例にコミュニティのことが入っているのは珍しいと思う。校区まちづくり協議会はそれぞれの地域で性格の異なるものであるが、委員の皆さんにはそれぞれの協議会を分析いただいて、協議会に期待することが条文として書かれているかという視点で条文を見ていただければと思う。また、第5章はこの条例において地域コミュニティ組織に地域の代表性を持たせているという意味があると思う。

○会長

それでは本日の審議はここまでとしたい。

3 その他

(1) 次回以降の審議会の日程及び場所について

第5回審議会

日程：平成27年4月20日（月）午後4時30分～

場所：市役所本庁舎3階 302号会議室（経営会議室）

第6回審議会

日程：平成27年5月8日（金）午後1時30分～

場所：未定（後日連絡）

4 閉 会